

令和8年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～7ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）の合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

20**年 10 月、与党 A 党総裁の P は、第〇回参議院議員通常選挙において、B 県選挙区から立候補する候補者を応援するため、J R 線の B 駅前の演説車両上で街頭演説を始めた。聴衆は、駅前広場に設けられた聴衆エリア等で演説を聞いていた。同エリアの南側の大通りの歩道（以下「本件歩道」という。）は、聴衆エリアではなかったが、演説車両が正面から見える位置にあることから、A 党支持者らを含む多数の聴衆が密集し、P の街頭演説の状況をカメラやスマートフォンで撮影している者がいた。

生活困窮者の支援をしている N P O 法人職員の X 1 及び X 2 は、かねてより A 党の経済政策に批判的であったところ、P が B 駅前で街頭演説をすると聞き及び、直接本人の肉声を聞ける絶好の機会と考え、B 駅前広場に赴き、本件歩道上で演説を聞いていた。演説の開始から 20 分ほどした頃、P が、「生活困窮者は怠け者が多い。私は、生活保護基準を引き下げ、その分を庶民の皆様に戻元します。」などと述べるに及び、X 1 及び X 2 は、このような事実に基づかない認識で政治的主張をすることに違和感を感じ、X 1 は、「P さん、フェイクですよ、それは！」と叫び、X 2 は、「生活困窮者を守れ！」、「P 辞めろ！」などと大声で連呼した。本件歩道上で演説を聴いていた A 党支持者らからは、これに対し、「うるさいぞ」、「静かにしろ」などの声が上がったほか、スマートフォンで P の街頭演説の状況を動画撮影し、自身の SNS で生配信していた A 党支持者は、X 1 及び X 2 らが大声で連呼することにより、自らの動画撮影が妨害されたことに立腹し、X 1 及び X 2 に対し詰め寄るなどした。もっとも、X 1 及び X 2 と周囲の聴衆との間で、具体的な実力行使が生ずるような状況にはなかった。

付近で警護警備に当たっていた B 県警警察官らは、その状況を現認し、X 1 及び X 2 に対し、「大声はやめてください。叫ばないで」、などと告げて注意したが、X 1 及び X 2 は引き続き大声での連呼をした。警察官らは、周囲の聴衆と X 1 及び X 2 との間で、もめごとに発展し、同人らが聴衆から暴行を受ける危険性や、逆に同人らが反撃して暴行に及ぶなどの危険があると考え、X 1 及び X 2 の肩や腕を掴むなどして、同人らを本件歩道から数百メートル離れた場所まで移動させ、P の街頭演説が終了するまで、同場所で X 1 及び X 2 を取り囲み、待機させた（以下この警察官らの行為を「本件行為」という。）。その間、X 1 及び X 2 らは同場所から移動することができず、P の街頭演説が終了した後解放された。

その際、B県警警察官らは、本件行為は、警察官職務執行法第4条第1項に基づく職務執行であったと説明した。

本件行為により、自身の政治的主張がPに直接届けられなかったと考えるX1及びX2は、本件行為は憲法上問題があると考え、国家賠償法に基づく損害賠償請求をしようとしている。

〔設問〕 あなたがX1及びX2から相談を受けた法律家であるとして、本件行為の憲法上の問題点を論じなさい。

(参考条文)

警察官職務執行法 (抄)

(避難等の措置)

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 (略)

民法（配点 100 点）

〔事例〕

2020 年 3 月初旬、A は、B に対して、200 万円の売掛債権（ α 債権）を有しており、2020 年 3 月 31 日に支払期限が到来した。しかし、B はこれを弁済せず、A も請求等をしなかった。

2024 年 4 月 10 日に、B は A に、100 万円を 1 年間無利息で貸し付けた。この 100 万円の貸金債権（ β 債権）の返済期日は、1 年後の 2025 年 4 月 11 日である。

2025 年 4 月 11 日に、B が A に β 債権の弁済として 100 万円の支払を請求したところ、A は B に対して、未払いの α 債権 200 万円について、まず支払ってほしいと述べた。これに対して B は、 α 債権 200 万円が未払いなのは承知しており、近日中に支払うが、今すぐ現金が必要なので、まず β 債権 100 万円を支払ってほしいと述べた。しかし A は、 β 債権の弁済を拒絶し、 α 債権を自働債権として、 β 債権を受働債権とする相殺の意思表示をしたうえで、 α 債権の残額について直ちに弁済するように B に請求した。

2025 年 5 月、B は、A に対して、 α 債権は 2025 年 4 月 1 日の時点で消滅時効が完成しているため、これを援用する旨の意思表示を行ったうえで、A のした相殺の意思表示は無効であるとして、再度 β 債権 100 万円の支払を請求した。

〔設問〕

以上の事例を前提として、B の支払請求が認められるかについて、あなたの考えを述べなさい。その際は、下記の語句を必ず 1 回以上使用しなさい（100 点）。

信義則

期限の利益の放棄

時効の援用

時効完成後の債務の承認

相殺の期待

民法 505 条 1 項

民法 508 条

刑法（配点 100 点）

以下の事例に基づき、X、Y、及び Z の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

- 1 X は、自らを「龍神」と称し、患者の状態を透視し、遠隔操作をするなどという非科学的な力により、難病を治療することができる旨を標榜していた。
- 2 Y（父）・Z（母）の子である A（7 歳）は、医師により、難治性疾患である 1 型糖尿病と診断された。1 型糖尿病の患者は、生命維持に必要なインスリンが体内で生成されないことから、通常の生活を送るためには、インスリンの定期的な投与が不可欠であり、インスリンを投与しなければ、やがて合併症を来し、死に至る。
- 3 Y・Z は、医師から 1 型糖尿病の病態について上記のような説明を受け、その指示により、A に対しインスリンを定期的に投与していた。しかし、A が 1 型糖尿病に罹患したことに強い精神的衝撃を受けていた Z は、何とか A を完治させたいと考え、薬にもすぎる思いで、X に A の治療を依頼した。
- 4 X は、Z から A はインスリンを投与しなければ生きられない旨説明を受けたことにより、インスリンを投与しなければ A が死亡する現実的な危険性があることを認識したものの、自分が A を完治させられる旨断言し、Y・Z との間で、A の治療契約を締結した。これにより、Z は、X を信頼し、その指示に従うようになり、以後、X は、A の治療に関する指示を、主に Z に対し、メールや電話等で伝えるようになった。
- 5 X は、Z に対し、「インスリンは毒である。」などとして A にインスリンを投与しないよう指示し、Y・Z は、A へのインスリン投与を中止したため、A の症状は悪化した。そのため、医師の指導を受けた両親は、インスリンの投与を再開した。
- 6 しかし、X は、メールや電話等で、Z に対し、Y・Z が A を病院に連れて行き、インスリンの投与を再開したことを強く非難し、「A の症状が悪化したのは Y・Z が X の指導を無視した結果であり、Y・Z が X の指導に従わず、病院の指導に従うのであれば A は助からない。」旨繰り返し述べるなどした。
- 7 このような X の執拗かつ強度の働きかけを受けた Z は、A を何とか完治させたいとの必死な思いとあいまって、A の生命を救い、1 型糖尿病を完治

させるためには、X を信じてその指導に従う以外にないと一途に考えるに至り、A に対してインスリンを投与することが不可能な精神状態に陥った（X も Z の精神状態を認識していたと認められる。）。そのため、Z は、X からインスリンを投与しないよう強く指導されたことを Y に伝達し、X の指導に従いインスリンの投与を中止することに Y が協力するよう強く説得した。Y は、X の治療法について半信半疑であり、A の生存のためにインスリンの投与が必要であることは認識していたが、インスリン投与の中止によって A が死ぬことはないだろうと思い、X の指導に従うことを承諾した。これを受け、Z は、X に対し、「Y と私は共に龍神様のご指導に従います。」と報告し、これ以降、Y・Z は、A へのインスリンの投与を中止した。

- 8 A は体調が著しく悪化し、Z は、A の状態を随時 X に報告していたが、X は、「大丈夫。私の治療の効果は出ています。」などと言い、インスリンの不投与の指示を継続した。やがて、A は、自力で動くこともままならない状態に陥り、X は Z の依頼により、A の状態を直接見たが、病院で治療させようとせず、むしろ、X の治療により A は完治したかのように Z に伝えるなどした。
- 9 Y・Z は、A の容態が深刻となった段階に至っても、X の指示に従い、A を病院に連れて行こうとはしなかった。そして、A は、1 型糖尿病に基づく衰弱により死亡した。

〔このページは空白です。〕

2026A

解答用紙 そのⅠ (憲法)

受験 番号			
----------	--	--	--

総 点	
--------	--

受験 番号				
----------	--	--	--	--

総 点	
--------	--

Handwriting practice lines (horizontal lines) for the answer sheet.